

新（改定後）

「長野県建築設計業務等積算要領」において引用している告示の規定等

(1) 【略】

(2) 難易度係数

長野県建築設計業務等積算要領第2章2.2(3)及び6.2(2)において引用している

告示8号別添三第3項から第5項の表は次のとおり。

告示8号別添三

第3項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	<u>(は) 工事監理等</u>
特殊な形状の建築物又は 特殊な敷地上の建築物	—	<u>1. 30</u>
木造の建築物	1. 08	<u>1. 13</u>

(参考) 難易度係数の考え方

難易度による補正の対象 建築物	難易度係数		主に想定している事例
	設計	工事 監理等	
[総合] (告示別添三第3項関係)			

旧（改定前）

「長野県建築設計業務等積算要領」において引用している告示の規定等

(1) 【略】

(2) 難易度係数

長野県建築設計業務等積算要領第2章2.2(3)及び6.2(2)において引用している

告示8号別添三第3項から第5項の表は次のとおり。

告示8号別添三

第3項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計
特殊な形状の建築物又は 特殊な敷地上の建築物	—
木造の建築物	1. 08

第4～5項の表 【略】

(参考) 難易度係数の考え方

難易度による補正の対象 建築物	難易度係数		主に想定している事例
	設計	工事 監理等	
[総合] (告示別添三第3項関係)			

特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	設定なし	<u>1. 3 0</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、構造、設備との調整・統合を含め特別な対応や検討を要する計画を行わなければならない場合</li> <li>・著しい高低差がある敷地の場合</li> <li>・特殊な平面形状の敷地の場合</li> <li>・崖地等特殊な立地条件又は自然環境にある敷地の場合 等</li> </ul>
木造の建築物	1. 0 8	<u>1. 1 3</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造建築物（設計資料の調査・検討に要する時間が増加、材料の調達・手配に係る業務量が増加など）の場合 等</li> </ul>

特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	設定なし	<u>設定なし</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、構造、設備との調整・統合を含め特別な対応や検討を要する計画を行わなければならない場合</li> <li>・著しい高低差がある敷地の場合</li> <li>・特殊な平面形状の敷地の場合</li> <li>・崖地等特殊な立地条件又は自然環境にある敷地の場合 等</li> </ul>
木造の建築物	1. 0 8	<u>設定なし</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造建築物（設計資料の調査・検討に要する時間が増加、材料の調達・手配に係る業務量が増加など）の場合 等</li> </ul>